

横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 21 年 11 月 20 日（金）午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分
開催場所	ロイヤルホールヨコハマ 5 F ピレネーの間
出席者	委員 20 名（傍聴者 0 名）

	議事 1 会長及び会長職務代行者の選任について
	会長及び会長職務代行者について、それぞれ山崎委員、横松委員が推薦され、審議の結果了承され、就任した。
	議事 2 平成 20 年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について
事務局	<p>（資料に基づき概要を説明）</p> <p>平成 20 年度の国民健康保険事業費会計は、保険料等の歳入約 2,793 億円に対し、給付費等の歳出は約 2,935 億円となっており、約 142 億円の収支不足が生じた。</p> <p>これは、歳出面において、平成 20 年度の制度改正により一般被保険者数が当初の見込みを大幅に上回ったことや重度障害者の医療費の増が大きな要因となり一般被保険者の給付費が超過したことと、歳入面において、収納率の高い 75 歳以上の被保険者が長寿医療制度に移行したことにより保険料収納率が低下したこと等による。</p> <p>この不足分については、平成 21 年度 5 月市会において、平成 21 年度予算を補正し、平成 21 年度の歳入を財源とする繰上充用を行い補填した。</p>
	〈 質問・意見なし 〉
	議事 3 赤字解消に向けた取り組みについて
事務局	<p>（資料に基づき概要を説明）</p> <p>他の市町村国保と同様に本市国保財政は赤字基調となっており、平成 19 年度決算から 2 年連続で収支不足を生じた。収支不足に陥ることとなった要因はさまざまであるが、赤字解消に向けて歳入面においては口座振替の推進など保険料収納率の向上に結びつく取り組みや制度改正を適正に見込んだ保険料賦課及び歳出面においてはレセプト点検やジェネリック医薬品の普及促進など被保険者の意識啓発等の歳入と歳出の両面における実効性のある取り組みを実践したい。</p> <p>今後の医療を取り巻く環境や景気動向によっては収支が下振れすることも予想されるが、これらの取り組みによって単年度収支の黒字化を達成し、さらに、毎年度の黒字を積み重ね、着実に累積赤字の解消を進めたい。</p>

北村（俊）委員	口座振替率の現状と来年度の目標は。
事務局	現状は52%であり、最終的には約60%を目標としている。
榊原委員	ジェネリック医薬品の普及促進について、現状では効果が上がっているのか。
事務局	実績としては、まだ分析するに至っていない。 ジェネリック医薬品お願いカードを作成し9月末に被保険者へ送付したところであり、効果については国の全体の状況も含め今後分析していく。
山崎委員	診療現場ではどのくらいの患者がジェネリック医薬品を使用しているか。
加藤委員	約30%の院外調剤の中に、ジェネリック医薬品の処方が入るとい統計は出ているが、総体的な金額はまだ出していない。 医療機関としては、医療費が全額公費負担である患者へジェネリック医薬品を使用するのは非常に難しい。行政側で患者にコスト意識を持ってもらう方法を検討してほしい。 このこととは別件で、向精神薬の処方を多量に求める患者について、三師会で情報交換しているが、医療費抑制の観点からも行政において真剣に検討して欲しい。
事務局	生活保護等の公費負担医療については、国の制度であり、本市単独で何か出来るものではないが、国にも普及を図っていただきたいと考えている。 また、向精神薬の問題についても、国や行政において適切に薬が使用されるよう対策を考える必要があると思われる。 これらの提案については、今後分析・研究していきたいと思う。
西郷委員	20年度は制度改正があったため予算上見込めなかった要素があるとのことだが、21年度については、見込んでいるのか。
事務局	20年度の実績等を加味し21年度の推移を見込んでいるため、同じ理由での赤字は発生しないと考えているが、新型インフルエンザの流行等別の要因による影響で平成21年度の単年度収支が左右される場合もある。
松井委員	我々女性団体においてもジェネリック医薬品や、特定健康診査など宣伝していこうと思う。行政においてもぜひ力を入れて取り組んでいただきたい。

	議事4 国民健康保険料特別徴収開始について
事務局	<p>国民健康保険料の納付方法は、これまで、納付義務者である世帯主が個人で納付する普通徴収であったが、国民健康保険法等が一部改正され、世帯主が受け取る公的年金から国民健康保険料を差し引く特別徴収が義務づけられた。本市においても実施に向けて準備を進めている。</p> <p>原則は公的年金からの天引きとなるが、一定要件による申請により口座振替もできることとしている。</p>
山崎委員	<p>世帯主が社会保険で、その同一世帯の国保加入者が年金受給者である場合、国保加入者からの年金天引きではなく、社会保険加入の世帯主の口座から国民健康保険料の口座振替が行えるのか。</p>
事務局	<p>特別徴収は、世帯主が国保加入者であることが要件となっている。世帯主が社会保険加入の場合は、従前と同様に口座振替等の普通徴収となる。</p>
	議事5 その他
事務局	<p>解雇等で職を失った者について、国民健康保険料の負担を7割程度軽くする方針が国の概算要求に盛り込まれた。このことについて、今後の国の動向を注視していきたい。</p> <p>また、国民健康保険料の限度額を引き上げる方針が厚生労働省から示されている。実施された場合には、現状の限度額69万円から来年度73万円に引き上げられる可能性がある。</p>
	その他
加藤委員	<p>資格証明書の患者は診療時の窓口負担が100%であり支払が出来ない事例が多く見受けられる。</p> <p>医療機関としては、資格証明書であったものが努力し保険料を納めた場合には一般被保険者証を速やかに交付する等早急な対応をお願いしたい。</p>
事務局	<p>その件について努力する。</p> <p>補足だが、現在新型インフルエンザの緊急対応として資格証明書により受診した場合、区役所に確認することで一般被保険者証と同様の扱いとしている。</p>